

独立行政法人改革等に関する分科会第1WG
第7回議事録

内閣官房行政改革推進本部事務局

○座長 それでは「独立行政法人改革等に関する分科会 第1WG」の第7回会合を開催したいと思います。

皆様方には、御多用中、御出席いただきまして、誠にありがとうございました。

本日は、農林水産省所管の6法人と、財務省所管の酒類総合研究所からヒアリングを行いたいと思います。

まずはじめに、資料の確認を事務局からお願いしたいと思います。

○事務局 お手元に配付している資料の確認をさせていただきます。

会議資料といたしまして、財務省所管の酒類総研に係る資料がございます。

御確認をお願いいたします。

○座長 よろしいでしょうか。

それでは、ヒアリングを行いますので、所管府省・法人の方に入室いただきますので、今しばらくお待ちいただきたいと思います。

(農林水産省入室)

○座長 本日は、御多用のところ、皆様方においでいただきまして、大変ありがとうございます。

まず最初に、私から、ヒアリングの進め方について御説明いたします。

冒頭、農林水産省所管の6法人の組織の在り方について5分程度で主務省から御説明いただきまして、25分程度で質疑応答を行いたいと思っております。

時間が限られておりますので、説明時間は5分以内ということでよろしく申し上げます。

それでは、農林水産省からよろしく申し上げます。

○農林水産省 おはようございます。事前に10分とか聞いておりましたので少し長くなるかもしれません。できるだけ縮めるようにいたします。

前回、御指摘頂戴しました6法人につきまして、限られた資源を有効に活用してどうやって政策実施機能。私どもこの前、攻めの農業実現のためにと申し上げさせていただきましたが、それを最大限発揮するためにはどのような考え方かという観点から、各独法の統合した場合のメリット、デメリットを整理させていただきました。

まず、農研機構、生物研、農環研の3つでございますが、これを統合した場合のメリットでございます。基礎から応用まで一貫通貫した、効率的な研究の推進が可能になるということと、全ての分野でシナジーがあるわけではありませんが、融合領域においてはシナジー効果が期待できる。例えば、農環研においては、気候変動が農業や農作物に与える影響といったものを研究しております。一方で、生物研については、ゲノムの情報について研究をしている。それを実際に品種にする、あるいはその品種に最大限に能力を発揮させるための栽培技術の開発。こういうのを農研機構がやっているということで、こういう分野ですと一貫通貫でシナジーが期待できるのではないかと、こういうメリットが期待できると考えております。

デメリットは従来から申し上げているとおりでございます、職員数の増加、組織構成が複雑になる、評価をどうするのかとか、研究資金の配分をどうするのかとか、でかい組織の中でリスク管理とかそういうのをどうするのかと、こういった懸念は残ると思います。

それから、種苗管理センターを統合するメリット、デメリットでございます。

メリットにつきましては、栽培試験ですとか種苗検査ですとか、種苗生産。こういうことを種苗管理センターは行っていますけれども、例えば DNA 解析技術を活用して品種判別技術を向上するとか、各事業の高度化・効率化が図られるのではないかとというのと、種苗管理センターのフィールドを利用した研究開発法人の成果の導入・実用化に向けた取組の加速化といったようなシナジーが期待できるのではないかと考えております。

デメリットとしましては、これは研究開発法人と非研究開発法人ですので、業務の特性に応じた実効性のある評価、リスク管理の実施等が適切に行われぬおそれがありますが、私ども統合する場合にあっても引き続き総体として、研究開発法人として位置づけられることを是非お願いしたいというか、これが必要ではないかと考えております。

それから、JIRCAS を他法人と統合する場合のデメリットで、やはり発展途上国におきましては、先進国のように農業、林業、水産業、きちっと専門化して3業に分かれているというよりは、農林水が一緒になっている「アグロフォレストリー」みたいな言葉がありますけれども、林業と農業が一緒になっていたり、あるいは水田で養殖をするとか、そういうふうな未分化の状況がある中で、JIRCAS につきましては、我が国のそういった発展途上地域で国際共同研究を行う唯一の機関として、国際的に広く認知されているというのは私どもの認識でございます。

現在、海外の様々な機関と、95 の MOU、協定を結んでおります。実際に今、昨年度現在で 24 カ国、54 の研究実施機関と共同研究をやっております。JIRCAS は 177 名の職員がおりますけれども、年間 602 回、延べ 1 万 6,000 人。170 人ですから一人当たり 90 日とかそんなになると思うのですけれども、これだけの派遣をして共同研究を実施している。こういうことから、私どもやはり単独で存続することが適切ではないかと考えております。

仮に JIRCAS の理事長が、統合して他の大きな組織の一部門の長になるといった場合には、今年も TICAD V が横浜でございましたけれども、JIRCAS の理事長はアフリカ稲会議の議長なども務めているのですが、そういった国際的に重要なポストが得られなくなるおそれがあるのではないかと考えております。

それから、JIRCAS の理事長の主催ということで、国内外で、昨年度も 31 回の国際会合を JIRCAS 主催でやっております。国内 11、海外 20 でございますけれども、こういった国際会議。国外で開くのは当然のことながらとして、国内で開くものについては、国内の研究者と海外の研究者が知り合う、そういう橋渡しに大きな役割を果たしていると考えておりますけれども、これが一部門となったときには、カウンターパートの、参加するのもまた部門の長とかそういうことになって、これまで築いてきた人的なつながりとかそういうものがちょっとレベルダウンするのではないかなと考えておりますし、また、単独の理事

長であるからこそ果たし得る役割も存在し、ミャンマーの例と、それから CGIAR の運営機関メンバー、これは御案内の緑の革命を起こした国際稲研究所（IRRI）ですとか、国際トウモロコシ・コムギ改良センターとか、15 の国際研究機関の入っているグループなのですが、こういうところでわずか5の運営機関メンバーに、JIRCAS が日本を代表して入っているというようなこと。

それから、今人口爆発で世界の食料需給は逼迫しておりますが、ODA の削減とか資金面の制約があり、また、中国のアフリカの取込みとか途上国への外交攻勢がある中で、やはり我が国が積極的に途上国にコミットすることは重要ではないか。研究分野で JIRCAS が強力な看板を掲げてやっていくということは、外交上もメリットがあるのではないかと考えております。

くどいようですが、統合組織の一部門になった場合は、我が国のスタンスについて、ちょっと後退したねというふうに見られかねないのではないかと危惧しているところでございます。

次に、家畜改良センターでございますが、これは単独で存置するのが適当ではないかと思っております。研究部門から独立した上で、どちらかというとな生産現場、県とか民間団体とか畜産農家に近い組織との連携を深めていくことが重要ですし、特に牛のトレーサビリティ、今も食品偽造とかいろいろ問題になっておりますけれども、こういった行政対応。それから、3年前にございました、この前申し上げましたけれども、29万頭家畜を処分いたしました。こういった口蹄疫発生の際に、家畜改良センターは延べ4,000人を出しております。こういうのは研究部門から独立して速やかに意思決定する。こういうことで、緊急発令、緊急支援というものは可能になるのではないかなと考えております。

間接部門のメリット、デメリットですけれども、御案内のようにかなり効率化というのは各法人進めてきているので、なかなか限定的かなとは思っておりますけれども、農研機構、生物研、農環研、種苗管理センターの4法人、本部はつくばでございますので、限定的ながらさらに縮減する効果は期待できるのではないかと考えております。家畜改良センターは、福島の白河、西郷村に本部がございますので、これはくつついてもなかなか連絡調整にかえてコストがかかるのではないかなと考えております。

以上でございます。

○座長 ありがとうございます。

それでは、委員から御質問、御意見ございましたら、よろしく願いいたします。

○委員 どうもありがとうございます。

農水省の法人につきましては、過去2回閣議決定されておまして、一応そこにおられる方が押印したわけではないのですけれども、農水省として合意し、押印したわけでありまして、仮にそういう統合がどうしても困難だ、そういう組み合わせが困難だということなら、農水省としてはこれなら統合の効果が発揮できるのではないかという案を示していただければと思って、前回から御質問等をしているのですけれども、今回メリット、デメ

リットを説明していただいてよくわかりました。

それで、明確にこれで行きますという御説明がなかったものですから、私の方から僭越ながら言わせていただきますと、種苗管理センター、農物生物資源研究所、農業環境技術研究所、農業・食品産業技術総合研究機構、この4法人を統合することについては賛成と
いうか、どういうお考えなのか。

○農林水産省 先ほど御説明させていただきましたように、農研機構、生物研、農環研については基礎から応用に至るシナジー、統合効果が期待できると考えておりますし、また、種苗管理センターと他の研究独法との間についてもそのシナジーが期待できると領域は限られると思いますけれども、一定のシナジーが期待できると考えております。

○委員 仮にこの4法人を統合するということになる、大変結構なことだと私どもは、そういうシナジーが期待されて統合の効果が発揮できるのではないかと私どもも思いますけれども、ちょっとガバナンスの点で大丈夫かとかえって心配になってくる。人数的には3,500人ぐらいになるのですか。ちょっとその点が心配なのと、国際農林水産業研究センターは別だと、どうしても単独でという御主張のようですけれども、私、これは別に座長と相談したわけではないのですが、むしろ研究センターと農研機構の2つを統合することではだめなのですか。それと種苗管理センター、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所の3つと。

それと、国際的な折衝の場で JIRCAS が一部門になることは困るということなのですから、それは運用面で、例えば名称を維持するとか、代表権を維持する役員を置くという
ようなことで解決できるのではないかと思うのですけれども、その点はいかがですか。

○農林水産省 ガバナンスの問題ですけれども、正直申し上げて私どもも、全部単独でそのまま存置できるのであれば、その方がガバナンスをしやすいというのは正直なところで
ございます。

ただ、この前機能面で、座長の方からもどういう在り方が最も望ましいのかという御指摘
がございましたので、やはり基礎から応用まで一気通貫でやっていくのだと。統合効果も出てくるのではないかということ私ども内部で検討いたしまして、なかなかメリットがあるなど感じているところでございます。

それで、やはり3,500人でガバナンスはきちんとやらざるを得ないのですが、そのためにはやはり一定の猶予期間といえますか、そういうものを設けていただきたいというのが一つ
でございます。

それから、JIRCAS 単独存置の件ですけれども、やはり4法人のガバナンスの確保というのが大変な中で、繰り返して恐縮です、年間1万6,000人海外に職員を派遣して海外の国際研究機関と国際的な共同研究をやっている。その法人とのガバナンスを即座に、4法人の統合と JIRCAS のかなり異質なものを今すぐに統合すると、多分ひっちゃかめっちゃかになるのではないかなと思います。4法人の統合で大いなるシナジーが期待できる中で、攪乱要因というのは変な言い方ですけれども、さらにガバナンスの面で負荷を大きくしてし

まうのではないかと考えております。

○座長 ありがとうございます。

メリットとデメリットを整理していただいてありがとうございます。

確かに、研究開発という感じからみるとメリットが多い。ただ、マネジメントとかガバナンスでデメリットがあるので、そこはちょっと先ほどのお話ではないけれども、少しガバナンスとマネジメントをしっかりとやっていただくということは必要なのかなという感じはしました。

何か他にございますか。

○委員 どうもありがとうございます。

JIRCAS の件で、門外漢があれこれ言うのもちょっと口幅ったいところがあるのですけれども、国際共同研究で一人当たり 90 日送って共同研究を進めているという御説明がありましたが、結局これは、JIRCAS のメインの人がそういうプロジェクトを組織してやるわけですね。実際にちょっと考えると、例えば農研機構の研究者も当然国際的な共同研究はやっておられるはずだし、これが同じというわけではないのだけれども、結局ここで言う研究資源をうまく使うということのほうにむしろシナジーが得られるという考え方もあり得るのではないかと考えるのです。具体的に中で何をやっているかと知らずに言っているものだから多少間違ったことを言っているかもしれないけれども、常識的に外から見るとそういう感じがするので、例えば百九十何人でしたか、百数十人の方がそうやって組織するよりは、むしろ農研機構全体でそれをサポートするような格好のほうに何とかうまく回るような気もするのです。その辺はどうなのでしょう。

○農林水産省 農研機構も確かに JIRCAS に比べればずっと少ないですけども、海外の研究機関とか国際機関との交流はございます。ただ、相手というのでしょうか。協力の相手が大分性格を異にしております、農研機構の場合は国内の農業のためにというのがありますので、技術開発、技術革新に必要な割と先進国との共同研究といいますか、研究面での交流が多うございます。JIRCAS は、やはり先ほど申し上げたぐらいの人数で、発展途上国のサイトに赴いて、発展途上国の研究機関と共同で現地で研究を進めるというふうにしておりまして、国際的なつながりというのは農研機構もあるのですけれども、大分そこは対象を異にしているという実態がございます。

○委員 あまり言葉尻を捉えてあれこれ言って不毛な議論はしたくないのですけれども、どこを相手にするかという意味では結局研究内容の問題だし、そこから得られる知見がやはりうまくトランスファーされる部分もあると思うのです。非常に抽象的な言い方で申しわけないのだけれども。要するに、東南アジア相手だから低レベルの技術とか知見でいいということではない。あるいは、東南アジアで得られた知見が日本の農業に対してもかなり有益な、特に原生種だとかあるいは育成等々に関していうと、いろいろな意味で効果がある部分もあるような気がするのです。

逆に、あまり東南アジア向けで人を動員して共同でやりますというと、何とか JICA

がやっていることとあまり区別がつかないというか、外向きには JICA も似たようなことやっているんじゃないのという感じの批判を受ける可能性もあるのです。その辺を含めてどうやっていくか。

もちろんガバナンスだとか外向けのプレゼンスの問題は別途考える必要はあると思いますけれども、何となく、やはり外から見てみると農研機構のバックアップがあったほうがうまく回るし、あるいは農研機構そのものも、JIRCAS の成果がうまくトランスファーされるような形になっていたほうが何かシナジーがあるような気がするのですけれども、それは間違いなのですか。

○農林水産省 御指摘のように、農研機構の技術を JIRCAS も利用すればいい、おっしゃるとおりだと思います。ですから、JIRCAS は低レベルの技術開発をやっているつもりは全くございませんで、東南アジアとかアフリカでそこに適した技術をその研究機関と一緒に開発するというのが JIRCAS のミッションでございまして、そのためには、場合によっては非常に優れた技術も必要になることもあると思います。

バックアップという意味では、農研機構とは当然 JIRCAS は連携しておりますので、その連携をさらに強化して、どんどん農研機構から JIRCAS に有用な技術の移転というのはやっていくべきだろうと思いますし、今でももちろん共同研究もやっております。ただ、それを統合して同じガバナンスのもとに置くというのはさすがに、冒頭御説明申し上げましたようにちょっとデメリットが多いのではないかと。もちろん連携は進めていく必要はあると思います。

それから JICA につきましては、まさに既存技術を移転するための技術協力ということで、技術協力とか無償、有償の資金がございましてけれども、そういった形で既存の技術を移転していくというような形。JIRCAS は、やはりサイトで実際に共同研究をやるというところで違いがあると思っております。

○委員 それはそのとおりだと思うのです。思うのだけれども、実際に JICA がやっているところを見ると、結局大学の先生たちを巻き込んで、結果的にいうと、別にここまでは既存の技術でここから先が研究だということとを切り分けるのは非常に難しいのです。常に創意工夫が必要だし、新たな知見も出てくるだろうから、多分そういう切分けですんなりとは何となく納得し切れないところはあるのです。

ただ、ある意味で統一のガバナンスでやるのが非常に困難だということについては、もう少し議論を詰めたほうがいいかもしれないと思います。

○農林水産省 私、研究開発をやる上で、技術的な部分の親和性は、同じ研究ということで、JIRCAS は農研機構と親和性は高いのだろうと思います。

ただ、御指摘のように、どこでやっているかということになると、JICA とサイトは共通するというのがありますけれども、やはりあくまでも研究開発法人ですので、どちらに親和性が高いかというやはり農研機構なのだと思います。両面性もあるものですから、独立して両方と連携を強化しながらやっていくのがいいのかなと思います。

ただ、連携の強化というのは本当におっしゃるとおりでございまして、これは引き続きももっともってやっていこう、いくべきだなと思っています。

○座長 ありがとうございます。

よろしいですか。

要するに、攻めの農業という観点から整理をしていただきまして、大変ありがとうございます。

国際貢献についてもやはりこれから攻める国際貢献でないといけないと思っております、その心配するところは、御説明、デメリットはよく理解できるのですが、何せ少ない人数で少ない予算の中でやりくりをしなければいけないという観点から見たときに、もう少し大きな舞台の中でももう少しいろいろな国内の知恵も含めて提案していったほうがいいのかなと、これは素人考えなのですが、というようなことも考えられます。御説明のあった委員長ポストとかになると、トップであることが望ましいというのは確かにあるかもわかりませんが、何かそこは少し工夫をして、例えば統合したとしても一定の地位を確保できるとかいうようなことができないのかできるのか分かりませんが、一度またそういうことも含めて、ちょっと頭に入れて。確かにあまり大きなものと、本当に3,500人と170人が研究の中でできてしまうというのは何となく違和感があって、もう少し違う形態にならないのかと。それは決して攻めの農業、あるいは攻めの国際貢献という観点から見て、特に障害があるのはないのかなと。ただし、ポストの問題とかそういうところも非常に重要な話だとは理解いたしますが、何か一つ工夫ができないのかというようなことも、委員もそういう質問をされていましたが、しつこくて申し訳ありませんが、できればそういうようなことももう一度御検討いただいて、いただいた上で、攻めの農業、攻めの国際貢献。農業というのはものすごくこれから大事な重大産業に日本にとってもなるのではないかなと思っておりますので、それは国際貢献の中で、また国際的な地位も知恵も借りながらですね。確かに発展途上国だといってレベルが低いだけではなくて、いろいろな知見も持っているでしょうから、そういうようなものをもあわせて日本の農業が発展すればいいかなと思っておりますので、御検討いただけたらと思っておりますので、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

よろしいでしょうか。

事務局から何かありますか。よろしいですか。

○事務局 はい。

○座長 それでは、時間になりましたので、これで農林水産省所管の6法人からのヒアリングを終わりたいと思います。

農林水産省及び法人の皆様におかれましては、御対応いただきましてありがとうございました。

なお、必要に応じまして追加の資料提出をお願いすることもあり得ますので、御承知おきいただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

(農林水産省退室)

○座長 それでは、続きまして、財務省所管の酒類総合研究所からヒアリングを行います。

(財務省入室)

○座長 本日は、御多用のところ、皆様方においでいただきまして、誠にありがとうございます。

まず最初に、私から、ヒアリングの進め方について御説明いたしたいと思います。

冒頭、酒類総合研究所の組織の在り方につきまして、5分程度で主務省から御説明いただきまして、15分程度の質疑応答を行いたいと思います。

なお、時間が限られておりますので、説明時間は5分ということによりお願いいたします。

それでは、財務省からよろしくお願いいたします。

○財務省 財務省でございます。

それでは、先月に引き続きまして御説明させていただきます。

お手元に、横の2枚紙について、コンパクトにまとめておりますので、それで説明させていただきます。

まず、今回の業務の見直しの考え方でございますけれども、やはりアベノミクスを強力に推進する観点から、成長戦略でありますクールジャパンの施策であります日本産酒類の輸出振興をしっかりとやっていくということで、これは6月に閣議決定されております。その中で、やはり官民一体となった取組み強化が必要ということで、私ども国税庁及び酒類総研にもそれなりの役割があると思っております。

その中で、もろもろ考えますと、やはり私どもとして何ができるかということからいきますと、より質の高い、良いお酒を海外、内外に対して打って出るということでございまして、二つ目の○でございまして、日本産酒類の競争力を高めるため、酒類の品質の確保、技術のさらなる強化が必要と考えております。

また、こういう背景がございますけれども、様々な関係業界、輸出関係者、地方から酒類に関するナショナルセンターであります酒類総研に対する期待が高まっております。

業務の見直しの方向性でございますけれども、先般申し上げました大きな役割としましては、まず課税等のための分析・鑑定、その理論的裏づけとなる調査研究は、コア業務として引き続き実施させていただいた上で、新たなクールジャパン等の政策課題に対応していく観点から、酒類総研の有する研究調査、品質評価、技術支援といった各種政策ツールを抜本的に拡充・強化しまして、技術支援、品質の確保、専門知識等の内外の普及啓発にしっかりと取り組んでいかせたいと思っております。後ほど詳細を説明します。

その際、運営交付金の面もございまして、官民の役割分担に留意しつつ、受益者には適正な負担をきちんと求めていきたいと考えております。

《組織の在り方》でございまして、前回のヒアリングでは、既に独法制度のメリ

ットを十分活用しながら業務を進めてきたということを御説明させていただきましたけれども、まず一点目としましては、酒類総研の行います業務は、国税庁の課税事務等の行政事務と密接不可分な業務でございます。まず国税庁の任務の遂行に必要な不可欠でございます。その上で、新たな政策課題にさらに一層機動的に対応していくためには、予算執行面、また外部資金の導入、組織の再編等の面におきまして柔軟な業務運営が可能であり、民間とも連携が図りやすい独法の形態が望ましいと考えております。

2枚目では、今後どういうことを強化するかという点でございますけれども、3つの項目からなっております。一つは技術力の維持強化の支援でございます。これはやはり日本産酒の競争力を高めていくという観点で、二つ目の○でございますけれども、他の研究機関等とも連携しながら、原材料、醸造微生物等に関する研究成果、酒類総研が持つノウハウを地方の技術センター、民間等の醸造現場へしっかりと活用させていただくことを支援させていただきたいと思っております。

具体的には4つのメニューを書かせていただいておりますけれども、例えば「地域ブランド確立のための地域の特性を活かした酒造りの支援」。これは県または地方の方、民間業者が強いニーズがございます。

二点目としましては、輸出促進に資する日本酒の長期保存に対応できるような品質保持等の研究を、さらに強化していきたいと思っております。

三点目としましては、酒類総研の持つ研究成果、先端技術につきまして、醸造現場への普及事業を強化していきたいと思っております。

四点目としまして、製造技術講習。これは滝野川で行っておりますけれども、官民の役割分担を踏まえた実施の在り方。それから、受益者負担の水準の見直し等を含めて検討をしてみたいと思っております。

二点目でございます。品質の確保の支援でございます。これにつきましては、一つは鑑評会を今、実施しておりますけれども、官民の役割分担を踏まえました見直し。具体的に申し上げますと、一般消費者向けの公開行事につきましては民間に移行することを検討しておりますが、その点と、さらに内容としまして、クールジャパンの観点から、今輸出促進の観点から、これはどういうことかといいますと、お酒の劣化度につきましては審査項目としておりませんけれども、そういうものにつきまして分析項目の追加として内容を充実させていただきたいと考えております。

その下につきましては、やはりこういう鑑評会のノウハウを酒類総研が持っておりますので、逆に今度は一般酒類につきまして個別に業者の方から品質評価の依頼を受けまして、さらに質の高いものを目指すための指導をさせていただきたいと考えております。

三点目は、知識の内外への普及でございますけれども、特に○の下でございます「海外の酒類教育機関への協力」ということで、農水省と連携しまして、農水省が外国の方を呼びまして、私どもの持っている安全性、品質評価につきまして、酒類のリーディング的な立場にある外国人に対しまして、しっかりと日本のお酒をエデュケーションさせていただ

きまして、伝道師育成事業を推進してまいりたいと思っております。

以上申し上げましたけれども、こういう産業振興を通じまして、最後は、ひいては内外の消費者の利益の向上に必ず資するものと考えておりまして、その際には、くどいようでございますが、官民の役割分担、それから新たな業務につきましましては、適正な受益者負担を求めていきたいと考えております。

以上でございます。

○座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問はよろしいですか。

委員、よろしく申し上げます。

○委員 どうもありがとうございます。

酒類総合研究所は、平成 24 年の見直しの基本方針では国へ移管となっておりまして、この前も申し上げましたように、普通国に移管するといったらウェルカムなのですけれどもね。というのは、私、総務省におったころ、ある法人が国に戻りたいと言ってきました、自民党も含めて大騒ぎになったのですが、時代が変わったのかなという思いをして聞いていたのですけれども、組織の在り方の御説明で、国税庁の行政事務と密接不可分だということですが、そう言うなら国税庁と一緒に、国税庁の中でやられた方がより一層密接化、より一層良いのではないかとということと、それから「柔軟な業務運営が可能であり、民間とも連携が図りやすい」ということですのでけれども、国税庁なら柔軟な業務運営ができなくて、民間との連携も図りづらいということですか。そうでもないと思うのですけれどもね。

要するに、国へ移管するのはだめで独法でなければならない本質的な理由というのは何ですか。そこがちょっとよく分からなかったものですから、もう一度御説明ください。

○財務省 繰り返し話して恐縮でございますけれども、組織の在り方で、私どもコア業務はやはり酒税の適正な確保、それから適正な表示、品質の安全性というところが、まさに今、委員がおっしゃった行政取締のための研究調査、分析ツールの開発というのが主な役割でございます。ただし、それは前提としまして、さまざまな醸造微生物や原材料の研究、基礎的・基盤的研究の上に成り立っております。なおかつ、安全性、品質ということは、一方で行政目的にも活用、十分それをやってもらわないと困るのですけれども、その裏で表裏一体としまして、ある意味では民間に還元できる部分もございます。

今回、クールジャパンという大きな安倍政権後の一丁目一番地。特にお酒に関しましては、クールジャパンの中でこういうふうを示されております。日本産酒類につきましましては「2020 年までの輸出額の伸び率が農林水産物・食品の輸出額の伸び率を上回ることを目指し」ということございまして、農産品は今、5,000 億円でございます。それを倍増して 1 兆円にするという旗印を農水省は掲げておりますけれども、私どもはその先兵として、その伸び率をさらに上げろということのお役目を仰せつかっております。

そういう閣議決定された大きな政策課題にしっかり対応していくために、せつかくある品質評価とか安全性のものにつきましまして、やはり技術指導面でお酒を、日本産酒類の競争

力を高めるためにどういうことができるか。そういう観点からしますと、国よりもこういう独法制度の様々な民間との連携とか、個別に鑑定・評価をする際には料金をとるわけですが、そういうコンサルタント的な業務を国よりも独法形態の方がしつかりやりやすい。そういう考えに至って、今回こういうお話を検討させていただいております。

○委員 柔軟な業務運営が可能であるという御説明と民間との連携が図りやすいという、一般論としては、そういうことが可能になるように独法制度というのは設けられたものですから分からないことはないのですけれども、なぜ国ではだめなのかというのがちょっとよく分からないと思ったからお尋ねしたのです。

○座長 よろしいですか。

○委員 産業振興という意味で、私も自分でも酒を飲むものだから消費者の立場でいろいろ気になることがあって、実際に今の、元々おっしゃっていたように、これはある種の規制と申しますか、課税対象のための規制をきちんとやらなければいけないという部分と、品質確保のための規制をちゃんとやらなければいけないという、いわば規制行政的な側面があるのだけれども、例えば片方でそういうものに対して、逆に言うと、今の民間の業者が、何となく規制をうまくすり抜けるような形でいろいろなことをやっているような気がするのです。例えば、最近のビールの規制をすり抜けた様々な製品が出ているとかですね。そういう意味で、官民という、この辺の産業振興という意味で本当は役割分担を相当うまくやらないと、片方は規制側で、片方は規制を何とか、いわばできるだけ売れるものをつくるために、逆に言うと、規制が邪魔になっている部分もあり、一方で、しっかり税を確保しなければいけない部分もある。この辺で、どういう考えで官民の役割分担というのをやっていこうと思われているのか、少し御説明いただけるとありがたいです。

○財務省 非常に、私ども絶えず今の委員の問題意識を考えながら行政を進めております。

一方で、免許業種で酒税の保全という観点からもございますので、ある意味では、例えば、とあるメーカーが純米酒にアルコールを添加しておりましたけれども、これは非常に消費者の信頼を大きく損なうような行為でございます。一方で、そういう表示につきまして、きちっと特定名称酒、吟醸酒、先生御案内のものにつきましては、表示の成分をきちっと書きなさいとか内容をきちっと、そういう規制をしております。

他方で、自主的なことだけで信頼できるかということもありますので、酒類総研を使いまして、分析ツールですね。市中からお酒を買い上げまして、ありていに申し上げますと、酒類総研はうそ発見器を持っているようなものでありまして、それを端緒に国税局に情報を提供し、国税局の調査によってそのメーカーが白状したというのが行政的なもの。

そういう緊張感と、他方で、それを浄化しながら、やはりこういうクールジャパンで、しっかりオールジャパンでお酒を世界に売り込んでいこうというときですので、それは一方で我々両足を持ちながら、ただ私どもは、今回ああいう不適切な表示問題もございましたので、業界団体に対しては、クールジャパンをやる前にちゃんと足元を、ディシプリンを固めてくださいと。それがなければやはり打って出れませんということを、先週きちっ

と、官房長官の下に私も集められまして、食品の適正表示についてしっかり所管の業界指示をやってくれと言われましたもので、まさにそこは免許業種でしっかりとやっていく。そのための取り締まりのツールも我々持ちながら、なおかつ本当は、そうは言っても対象者が多いものですから、自主的にそれに取り組んでもらう。

その一方で、さらになるべく高質なものをつくれるように、今回例えば酒類の品質確保の支援のところで二つ目に書かせていただきましたけれども「鑑評会のノウハウを活用し品質評価を個別に依頼を受け実施することを検討」、これはどういうことかといいますと、やはり一般で売られているお酒につきまして内容を、今まで我々必要に応じて酒税上の調査をしておりましたけれども、逆に我々はドクターになって診てあげますと。それはあなた方がより高質なものをつくるためのアドバイスでもあります、そうすることによりまして、行政的な規制と、一方で民間業者のより高いものをつくりたいということと、最終的にはそれは消費者が内外問わず非常に良いお酒を手に入れられる。そういういろいろな意味でプラスになると思ひまして、お答えには合っておりませんが、最終的には消費者の利益ということを考えながら、両方の、行政的な側面と産業の振興を考えているところでございます。

○委員 ありがとうございます。

消費者の利益を考えていただくのは是非よろしくお願ひしたいと思います。

そういう意味で、おっしゃられた説明は、きちんとした規制に基づいて品質がちゃんと確保されるということが輸出の振興にもつながるし、これから先の日本酒類の、日本のお酒の輸出の増大にもつながっていくと、こういう考え方でやっておられるという御説明だったと思いますけれども、そういう意味で、一方で、新たに産業振興策というのを見えるような形で打っていただくのが非常に重要だと思うのです。特に国税庁は、やはり税金をかける側ばかりに偏っているというふうな見方をされがちで、特に酒類総研という形で独立した運営をされている中で、どういうふうな新たな産業振興策を考えておられるかというので、何かあれば教えていただければと思います。

○財務省 この2枚目が今回の品ぞろえ、拡充する業務のメニューでございます。

まず一つは、今私ども日本酒造組合中央会に回ったり、各県の指導機関等からいろいろお話をさせていただきますと、前回も御説明しましたように、どうしても各国税局を通じて地方の、ないしは業界からお尋ねがありますけれども、最終的に高度な話は酒類総研に来ているのですが、今回まず、やはり酒類総研もこういうメニューをいろいろサービスを強化しますと、業務の強化をしますということをしっかりPRする。その上で、今度は酒類総研としても情報発信ないしは相談の窓口をしっかりとつくる。そういうことを地方の技術センター、それから業界団体に対しましてしっかり示した上で、残念ながら本来はこういうこともやりたいという気持ちはありましたけれども、業務の在り方も含めていろいろ御議論ありましたので、今まではやや控えていたということが正直なところでございます。

ただ今回は、こういうクールジャパンを強力に推進するというのを仰せつかるすれ

ば、先ほど申しました相談体制。まず一つは内外の情報発信をさらに強化するということと、製造者、業界、各県の都道府県との連携を深めるための専門の窓口の設置。それから、どういうニーズがあるかということのを定時把握するための協議の場の設置等々、十分御意見を賜りながら仕事を進めていく体制もとらせていただきたいと思います。

○委員 ありがとうございます。

ちょっとしつこくて申し訳ないのですが、あと参考というか私の興味本位になるかもしれませんが、結局産業振興をやろうと思うと、やはり業界側にもそれ相応の負担をしていただかないと、業界サイドもあまり本腰を入れられないということになります。つまり、業界が負担できるということが、産業振興がうまく回っているということの証にもなると思うのです。

一方で、業界そのものという、はっきり言って、非常に大手の業界もありますけれども、日本酒関連でいうと、非常に中小のところも多いという中で、どういう感じで負担水準を求めていくかというのもすごく難しいと思うのです。これは何かお考えがあるのでしょうか。

○財務省 今、委員の業界をめぐる構造という、中小企業は99%ぐらいでございますので、実は昨日自民党のヒアリングでも両方のお立場から御発言ございました。振興はいいけれども、あまり業界負担になると、元々中小企業が多いので大変なことになりますという一方で、他方でこういうしっかり業務を拡充するのであれば、しっかりと適正負担を求めてくださいと、2つの御意見ございました。

これから、いろいろなこのメニューの中で、新たな業務に対して適正対価を求めていくのは一つの考えでございます。それから、既存の官民分の業務につきまして、もう少し適正な負担を求めるとか、これは今業界とお話ししているところでございますので、またその進捗状況を事務局とよく御相談させていただきたいと思っております。

○座長 ありがとうございます。

いずれにしても、酒類総研をどうするか。日本食文化の中の重要な位置を占める日本酒文化を国内外に広めていって、酒税の確保に努めていただけたら大変ありがたいのですが、残念ながら、先ほど御説明ありましたように、ほんの一部なのでしょうけれども偽装の問題ですね。これは大変な、ある意味では逆風だと思っておりますので、またこういうことが起こることがないように。あるいはまた、酒米の不足があって、これは農林水産省の政策と少しバッティングするような問題があって、そこはお互いによく、ここにも書いていただいておりますけれども、各省庁間でよく話をしていって酒類業に影響が出ないような農業政策も含めて考えていただけたらなと思っております。

いずれにしてもよく整理していただいておりますので、これをさらに事務局と詰めていただきたいと思います。

何か事務局からありますか。

○事務局 事務局から一点、お尋ねさせていただきたいと思いますが、現在独法制度全体

の検討を進める中で、御承知のとおり、研究開発の法人についての議論も併せて進んでいるところでございます。我々の考え方としては、研究開発を主たる業務とする法人を研究開発法人とするという考え方を基本にするのですけれども、酒類総研はそういう観点で見たときに、研究開発型の法人類型とするべきかどうかということで、お考えをお聞かせいただければと思います。

○財務省 我々何度も説明しておりますとおり、酒類総研の本来の業務というのは課税等のための分析・鑑定ということになりますので、どちらかという行政的な思考に近いのですけれども、カテゴリーとして研究開発型以外の何か別のその他みたいなものがあれば、本来はそちらではないかと思うのです。ですから、分類次第というふうに考えております。

○事務局 ざっとイメージとして、平成24年の法案、民主党のときの法案に研究開発法人という分類を設けました。あれをイメージしていただければいいと思うのですけれども、研究開発が主たる業務、目的であって、ゆえに総合科学技術会議が評価や見直しに意見してくる、イノベーションの国際水準を踏まえた評価指針でもってコミットしてくる。また、研究開発の評価する審議会を置くという形になる。そういったものまで必要とされるとお考えなのかどうかという話でございます。

端的には、理研や産総研は研究開発が主たるものなので、そういった専門的評価等の仕組みを特段必要とするわけですが、そこまで必要とされるような研究開発であると認識されておるかということでございます。先ほどお答えいただいた方向だと思っておりますので、事務的にちょっと整理していきたいと思っております。

○財務省 また御相談させていただきませんか。

○座長 それでは、財務省及び法人の皆様におかれましては、御対応いただきましてありがとうございました。

なお、必要に応じて追加の資料提出をお願いすることもありますので、御承知置きいただきたいと思っております。

それでは、御退出をお願いします。ありがとうございました。

(財務省退出)

○座長 以上で、本ワーキンググループで予定していたヒアリングが終了いたしました。

○座長 それでは、これ以降年末の取りまとめに向けて、事務局において分科会の報告書の案を作成していくこととなりますので、ヒアリングを終了した時点での取りまとめを行っていききたいと思います。

一番目は、独立行政法人制度及び研究開発法人に係る制度・運用の見直し。

二つ目は、本ワーキンググループの個別法人の組織見直しの考え方について、取りまとめを行っていききたいと思います。

まず、独立行政法人制度の見直しについて、事務局から3分程度ですみません。

○事務局 では、独法制度全般の見直しの関係でございます。

6月の政府の行革推進会議の中間的整理がございまして、ここから先、これを具体化し

ていくというプロセスがあるわけですが、当分科会の報告書案も、中間的整理を土台に、これに必要な修正を加え、特に開発の扱いについて大幅に書き足していくというようなイメージでまとめていこうと思っております。

制度全体の見直し、6月の中間的整理を確認的にさらっと振り返っておきますと、基本的な考え方は独法制度を導入した本来の趣旨に立ち返って制度を見直し、本来の趣旨がいきるように独法を再生していきましょうということでございます。

具体的な見直しとしては、目標の在り方、評価の在り方をより実効性あるものにということで、主務大臣がPDCAを一貫して責任を持って管理するよということであります。

二点目に、その法人の内外からのガバナンスを強化する。監事機能を強化し、また、いわゆる主務大臣から法人に対して適切なグリップが効くようにするということです。

三点目に、財政規律を確保しつつ、運用を改善します。これは開発の運用改善論でも取り扱っておりますけれども、独法全体に言える話でございます。メリハリ付けていくということであります。

四点目、法人の分類でございますけれども、中期目標型、単年度型と、それから次にも御説明いたしますが、開発をどう取り扱うかという第3の類型があるということであります。

目標、PDCAサイクルを強化しますと。評価主体を、各府省の評価委員会から主務大臣に変更する。そして、第三者機関がチェックする。

内外のガバナンス強化。これはこれまで御説明してきたとおりでございます。監事の機能強化等を図る。

財政規律、報酬・給与でありますけれども、メリハリ付けと、その担保としては透明性の確保を図っていくということなのです。

制度本体については、このようなことで考えております。これを前提にさらに具体化していくという段階でございますけれども、御意見あれば逐次いただければと思います。

○座長 次に、研究開発法人の取扱いにつきましては「座長見解案」という形で事務局に案を用意させました。これはワーキンググループとして議決して、公式に意思決定しようというものではありませんが、これまでのヒアリング等における議論の内容や意見集約を整理いたしまして、本ワーキンググループ座長としての見解を取りまとめたものであります。

事務局から御説明をお願いしたいと思えます。

○事務局 その次の資料でございますけれども「新たな研究開発法人制度についての第1WG座長見解」案で、要約と全文の2点をお配りしております。

大きな字の（要約）の方で論旨を申しますと、研究開発法人は、まさに独法制度本来が意図していた趣旨、法人の長のリーダーシップの下で、自主的・戦略的な運営をすることによって、ミッションに対する成果を効果的かつ効率的に引き出すというのが独法

の基本コンセプトであり、そのために独法では「中期目標管理」と「運営費交付金」という仕組みを導入しており、この枠組みこそが最もフィットするのではないか。その本来の意図していたところと運用に、乖離、ギャップが出てきていて、本来の意図に対して障害になっているのであれば、そこは大胆に見直して、柔軟な業務運営を確保していくべきということです。

それで、独法制度と運用の改善といたしまして、法律事項、通則法の改正として対処することとして、まず「国立研究開発法人」（仮称）という名称を付し、ミッションは成果の最大化であるということを法律にうたい、成果の専門的な評価の仕組みを設ける等々を検討することとしております。

運用についても、ともすればこれまで行革の流れの中で、本来の趣旨から逸脱して一律・硬直的になってきたという面については反省し、閣議決定以下のいろいろ運用のルールがございすけれども、これは積極的に見直し、研究開発をはじめ多種多様な業務内容に即した柔軟かつ弾力的な運用を確保していく必要があるということで、その具体的内容については、また今後年末の最終報告に向けて審議を加速していきたいということです。

こうした制度、法律運用の改正によって、開発の機能は十全に発揮し得るのではないのでしょうかということです。

こういうふうに取り組んでいる中で、一方では別法化という主張があります。これは、「目標や評価の手法、大臣の関与の在り方など、制度の根幹に関わる部分が異なる」という主張をするものでありますけれども、私どもは制度の根幹に関わるほどの相違ではない。現行でもやれるし、新制度において色をより明確にしていってもいいと考えているもので、結局出ていく理由というのは見出せておらず、つまるところ、一部の先端的な研究開発法人を枠外に切り出す、切り出すこと自体が目的であるかのようにも受け取れるということです。

別法化とは、新たな特殊法人をつくるということであり、特殊法人の反省から独法という公の標準モデルを導入した流れからは逆行感のあることでありまして、特殊法人になっていくにはそれなりに相当の合理的な理由が必要でありますけれども、一般制度を脱して個別の制度を立てるということについての相当に合理的な理由は、ヒアリングを通じてもなかなか見当たっておりません。

なお、別法化、すなわち、独法制度から出て行くということは、独法制度のコアであります運営費交付金制度からも離脱し、単年度予算に回帰することを意味するものであります。そういったことになれば、それはむしろ開発の事業展開に対して阻害要因になるのではないのでしょうか。

最後でございすけれども、前回もヒアリングしていただきましたが、我が国の科学技術イノベーション創出力を抜本的に向上させていく、それ自体には誰も異論のないところでありすけれども、そのために何が必要かと考えたときに、まず国全体の司令塔を確立して、その下でやっていくようなことが大事なのであろうと。その頭脳でなくて手足の部

分の議論ばかりに焦点化するというのは、根幹の問題解決に注力するべきでしょうという見解としてまとめております。

○座長 よろしいですか。ありがとうございました。

今の御説明につきまして、何か御意見ございますでしょうか。座長見解案もありますが、どうぞ。

○委員 基本的にはよくまとめていただいていると思いますけれども、「研究開発成果を国際水準の評価指針の下で専門的に評価するための新たな仕組みを導入」と明言しているのだけれども、ここの部分は本当にこういうふうに明言するのですか。

○事務局 そこは、6月の中間的整理でもその方向感を出しておりましたし、過去の法案でもそういうことを考えておりましたので、これをブラッシュアップして、司令塔である総合科学技術会議が関与していくということです。各主務省も専門的评价ということで、研究開発に関する審議会を置いて見ていきますよという。

○委員 そこはよく分かるのだけれども、これはもうちょっと注意深く書いたほうがいいと思うのは、この文言どおりに新しい仕組みをシンプルに考えようとする、多分現実的に不可能なのです。はっきり言って、例えば、研究開発法人として考えている、現実的なことをつつい考えてしまうのだけれども、例えば理研でやっている研究のそれぞれが世界最先端であるかどうかとか、その水準がどうであるかというのを外部の委員会で評価しようとする、それぞれの研究分野の本当に第一線の人を集めないといけないのです。しかも、それでお互いに評価をしてチェックをするというようなことをやると、とにかく壮大な評価システムをつくらないと、あるいは、その評価をするときごとに壮大なことをやらないと納得性のある格好にならないのです。

だから逆に、一番最後に司令塔機能云々ということを書き込んでいただいておりますけれども、本当はここの中できちんと整理をしていく部分もあると思うので、どういうふうに文言を変えればいいのかというのは「評価するための新たな仕組みを検討」ぐらいならいいのだけれども、導入、新たな、ということで、例えば、総合科学技術会議の関与というのは文部科学省の主張の中にもありましたけれども、現実的にこの前の総科の説明を聞いても、実際に総科の中につくれないですね。だから、これは書いてしまってもいいのだけれども、もうちょっと何か工夫がないかなという気はします。

○座長 どうですかね。確かに「司令塔」というところと「研究開発成果の評価」というのと、似てはいるけれども、ちょっと違うのかもわからないですね。

○委員 もちろん評価の仕組みを入れるのはいいのだけれども、評価はしなければいけないが、現実的に評価をやるプロセスを考えると、それぞれの専門性については、それぞれの研究所で諸外国のやはり先端的な人を呼んで、呼んでというか、その人も含めて評価をやる。その評価結果について、逆に言うと総合科学技術会議が判断をするというようなことであればいいのだけれども、先端性をダイレクトに評価する部分を外部につくると、とても難しい話。

○事務局 それはそこまでは言っていないで、これから検討する話ですけれども、基本的には法人がまず自己評価でピアレビューなり、まさに国際的な人から見てもらう。それが中立公正な目から見て妥当かなというのを、横から意見を言うという話です。

○事務局 本文の方をご覧いただいたらよろしいです。

○委員 本文にそう書いてあるのですか。

○事務局 そうですね。研究開発成果を国際水準の評価指針を総科がまずつくります。その評価指針の下で専門的に評価するための新たな仕組みというのは、各省の法人の自己評価と、それをみるのが各省の研究開発の審議会です。

○事務局 ですので、あまり過度な期待は与えないようにはしておるところなのでございます。

○委員 ピアレビューを総科がやるということは不可能。

○事務局 それは全然違います。

○委員 そういう誤解を与えないような。

○事務局 ありがとうございます。

○事務局 評価を行うのは審議会ですので、各主務省の審議会です。

○事務局 総科はそういうルールを設定する役割です。

○委員 ということが了解されていれば。

○事務局 はい。ありがとうございます。

○座長 どうぞ。

○委員 この前総合科学技術会議の御説明をお聞きしたときに、総合科学技術会議の関与の中身についてはまだ固まっていないということですね。ただ、関与自体は総合科学技術会議も合意されているわけで、だったら書いておいたほうがいいのではないかと思います。総合科学技術会議を逃さないためにもここではっきり。それで、関与の在り方ということか中身については、これからよく相談しましょうということでもいいのではないかと思います。

それで、別のところですがけれども、第1WGの座長見解案というのは、これも同時に発表されるのですか。

○事務局 こちらが本文でございます。こちらが本文で、こちらが要約です。

○事務局 本文とその要約の二点で公表しようかなと思います。

○委員 そうですか。では、これは座長が目を通しておられるから、もう一言一句変えるつもりはない。

○座長 そんなことはありません。

○委員 そうですか。この前事前にお送りいただいて、ちょっと忙しい中、目を通したのですけれども、一点は、一番最後の透明性、一覧性のところ。透明性は分かるけれども、この一覧性というのは何を意味しているのかよくわからなかった。前に「透明性・適正性」という言葉は出てきたのですけれども、ここで一覧性というのが出てきたのでこの意味がよく分からなかったことと、合理的な理由が必要となると、そのとおりなのですけれども、

文科省の説明を聞いていると、全くこういう点もないし、明白でもないのです。見えざる壁だというような説明だったのですね。それだと「相当に明白かつ合理的な理由が必要」なのだと「明白かつ」という文句を入れたほうがいいのではないかと思っていたのですが、別にそれでなければいけないと固執するつもりはありません。

○事務局 そういう心で書いていますが、「相当に合理的な理由」というのもうよほど言っているかなと。

一覧性というのは、並べて見られますよと。今、独法 100 個のいろいろデータ集とか出したり、総務省行政評価局等でデータを編纂しておりますけれども、それは「一律」という意味ではなくて、透明性の観点から独法はいろいろなスペックのものがあって、公開の様式を定めたりしている、並べて見ることができるというのが一覧性です。もちろん適正性というのは当然の話なので、ここではあえて繰り返さなかったということでございます。もちろん適正、効率、効果的が大事なことであることは認識の上でございます。

○委員 離脱を認める場合、一覧性を確保というのは当たり前のことで、一覧性を確保するために離脱を認めないというのが理由になるかなという。

○座長 中央省庁改革に関する文章で、どこかに一覧性という文章があったのでしょうか。

○事務局 すみません。ちょっとお待ちください。

○委員 固執するつもりはありませんので、参考意見です。

○座長 それでは、今のものは、14 時からが記者会見になっておりますので、その間に調べていただいて、また各委員にも、できればその趣旨も含めて御説明いただくということではよろしいでしょうか。

○事務局 はい。

○座長 それでは、この座長見解は若干修正があるかもわかりませんが、本日午後 2 時から予定しておりますが、記者発表したいと思います。

続きまして、本ワーキンググループの個別法人の組織の見直しの考え方につきまして、取りまとめを行っていききたいと思います。

これまで、各回のヒアリングの最後に行っておりました意見集約と、そのヒアリングにおける議論の内容等を踏まえまして、事務局のほうでたたき台を作成してもらいましたので、それをもとに議論をしたいと思います。

省庁ごとに事務局より読み上げますので、順次委員の皆様方で御議論をお願いしたいと思います。

○事務局 それでは、まず総務省の関係になります。事前に先生方にはお目通しいただいているかと思っておりますので、ポイントだけ申し上げます。

情報通信研究機構でございますが、経産省所管の同じく情報関連をやっております産総研、IPA、情報処理推進機構との一層の連携を図るということでございます。

○座長 これはこれでよろしいですか。1 個 1 個やっていきますか。

○事務局 省庁ごとに。

○座長 省庁ごとにですね。

それでは、こういう方向だったと思いますので、特によろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○座長 それでは、財務省。

○事務局 酒類総研でございます。

中期目標管理型法人とする。

今日御議論ありましたように、輸出促進への新たな取組が求められる中、産業振興の業務拡充については、企業、業界団体による応分の負担を確保し、また他の研究機関等との連携を強化することにより対応するとしております。

○座長 中期目標管理型というのはちょっとまだ同意したわけではないのでしょうかけれども、こういう方向だということですね。

○事務局 はい。

○座長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○座長 では、文科省所管です。

○事務局 文科省でございます。防災研と海洋機構でございます。

両法人の業務は、地球及び地球の諸現象の解明を図る上で共通性を有している。地震・火山噴火に関する研究開発体制の強化、地球環境変動に伴う気象災害・土砂災害等の発生予測研究の高度化が期待される。かつ、東日本大震災以降、海溝型巨大地震、異常気象等が重要な課題である中、巨大地震等の災害の観測・研究体制の充実を図るため、両法人は統合し、研究開発型の法人とするということにしております。

続きまして、科学技術振興機構でございます。

ペンディングでございますが、研究開発型の法人とする。

それから、後で出てまいります、日本版 NIH にもここは関係しますので、ここは手当てをさせていただければと思います。

それから、前回のヒアリングのときに、学術振興会との連携強化をするということがございましたので、連携強化についてもちょっと盛り込ませていただければと思います。

大変恐縮でございます。

物質・材料研究機構、研究開発型の法人とする。

理化学研究所、研究開発型の法人とする。

宇宙航空研究開発機構、これも研究開発型の法人とする。

日本学術振興会、これは研究開発型ではなく、中期目標管理型の法人とするということでございます。

それで、JST との連携強化を盛り込ませていただきたいと思います。

○座長 ありがとうございます。

文科省関係で何かございますか。
よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○座長 それでは、厚労省。

○事務局 厚労省でございます。

まず、健栄研と基盤研でございますが、これは先方からの申し出どおり2法人を統合するという事。それから、日本版 NIH 独法に関連しまして、重複する業務については、新独法に移管するという事でございます。

それから、NC 6 法人でございますが、これはそれぞれ単独の研究開発型の法人とした上で、将来的には6法人の統合など、組織の在り方について検討するという事にしてございます。

以上でございます。

○座長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○座長 では、農水省。

○事務局 農水省でございます。

先ほどヒアリングしていただいた法人に宿題を投げた形になっておりますので、とりあえず暫定版でございます。

種苗と生物と環境ですが、この3法人については研究開発成果を植物品種の保護と生産に有機的に結びつけることにより、遺伝資源の保護基盤の強化、検査技術等の開発、研究成果の実用化促進などが図られて、農作物の品質と生産性を向上させ、我が国農業の国際競争力を高めるという政策目的の達成に資することから、これらの法人を統合する。とりあえず(P)ですけれども、研究開発型の法人とすると書いてあります。

次が、水産大学校と水産総合研究センターでございます。

水産大学校は第3ワーキングで議論していただいたので、ちょっと両ワーキングにまたがるので、恐縮ながらその議論を踏まえた形にしております。

この2法人については、双方の事業ネットワークを有機的に組み合わせることにより、カリキュラムの高度化、卒業生が活躍する裾野の拡大、研究成果の活用の促進などが図られ、国民への水産物の安定供給と、水産業の健全な発展という政策目的の達成に資することから、両法人を統合し、水産分野の人材育成機能と研究開発機構をより充実させた研究開発型の法人とする。法人の類型については(P)ということでございます。

それで、水産大学校側の話ではありますけれども、水産大学校の自立性というところを農水省が配慮してくれと言っているのです、名称、立地、施設の維持、代表権の役員についてちゃんと配慮するということを書いております。

同じく水産大学校の話ですけれども、水産業界からの受益者負担の拡大を図るということを書いてございます。

次でございます。これも今日のヒアリング対象ですが、国際農林水産業研究センターと農研機構でございます。

国際農林水産業研究センターは、開発途上地域のための農林水産業の国際共同研究を行っておりまして、現場の問題解決を目指した応用研究を担う農研機構との統合によって、国際研究の充実が図られ、地球規模の食糧問題や環境問題の解決といった国境を越えた課題への対応が強化されることから、両法人を統合する。研究開発型の法人とする。

ただし、今日御議論ありましたけれども、国際農林水産業研究センターについては、名称と代表権のところについて配慮するような記述を、とりあえず仮のものとして書いております。すみません。

最後、森林総研と森林保険特会でございます。

森林保険特会については、先ほど同じく第3ワーキングで議論いただいた部分でございます。この森林保険特会、今国がやっている業務は森林総研に移管して森林保険特会を廃止する。第3ワーキングの方でも、こういう結論を出していただいております。その際、異常災害リスクに備えるため、政務による債務保証を行うこととする。森林総研に移管するに当たっては、経理を区分して、金融業務の特性を踏まえ、内部ガバナンスの高度化を図るということでございます。

以上でございます。

○座長 ありがとうございます。

これは、3対2にするのか4対1にするのか、こういうところが一番のポイントということですね。

○事務局 はい。

○座長 とりあえずこちらの主張は、3対2にしたほうがいいのではないかという主張だと思っています。

よろしいでしょうか。

○事務局 いずれにしても農水省とまた調整しますので、またその結果を踏まえて御相談したいと思います。

○座長 とりあえずこういう形でまとめたということですね。

経産省、どうぞ。

○事務局 経産省でございますが、産総研につきましては、先ほどの総務省のNICTと一層の連携強化を図るということでございます。

次のNEDOにつきましては、これも厚労省の基盤研と同様でございまして、日本版NIHと重なる部分についてはそちらに移管するということでございます。

○座長 よろしいでしょうか。これは特に変更はないですね。

(「異議なし」と声あり)

○座長 では、あと国交省。

○事務局 国土交通省でございます。

前回のワーキングで、3法人統合ということで宿題を出してもらっていますので、その前提で整理をしております。

土木研究所です。

研究開発型の法人とする。

土木研究所と建築研究所は、業務に係る資材・物品等の調達において共通性があることから、共同調達の実施等により、効率化を図ることとする。

建築研究所です。

研究開発型の法人とする。

都市再生機構技術研究所の研究業務は、本法人の研究業務と共通性があり、一括して実施することにより効果的かつ効率的に実施できることから、将来的に同研究所を本法人に移管することを検討する。

土木研究所と建築研究所は、業務に係る資材・物品等の調達において共通性があることから、共同調達の実施等により、効率化を図ることとする。

海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所、電子航法研究所の3法人です。

研究開発型の法人とする。

海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所及び電子航法研究所は、運輸産業の国際競争力の強化や再生エネルギーの開発など、成長戦略に位置づけられた政策を支援するための研究開発を行っており、統合により政策実施機能の強化が図られること、また、港湾空港技術研究所及び電子航法研究所は、組織及び予算の規模が小さく、統合により間接部門の経費が大幅に縮減され、研究開発体制の充実が可能になることから、当該3法人については統合する。

組織の統合に当たっては、各研究所が有するプレゼンスを損なうことがないように、統合後も各研究所の名称を引き続き使用すること、役員や組織体制に拙速なフラット化を求めないなど、移行期も含め、研究開発活動に支障を来すことのないよう配慮する。

以上でございます。

○座長 よろしいですか。

どうですか。この3法人については、まだ結論が出てはいないのでしたか。

○事務局 国土交通省に検討させているところでございます。

○座長 では、とりあえずこういう。

○事務局 この方向を事務局としては追求していきたいと思っています。

○座長 あとは外務省ですね。

○事務局 国際協力機構です。

中期目標管理型法人とする。

国際協力機構、国際交流基金、日本貿易振興機構及び国際観光振興機構の海外事務所については、事業の連携強化及びワンストップサービスの実現を図るため、共用化または近接化を進める。

本法人は、政府開発援助（ODA）により人材育成やインフラ建設に関する開発協力準備調査等の多額の技術協力プロジェクトを多数発注し、本部及び現地において当該プロジェクトの管理等を行っている。ODA 事業が適正かつより効果的に実施されるよう、本法人の職員には本部においてプロジェクト管理を行わせるだけでなく、国際協力の現場でキャリアを積み現地の実情にも熟知させること、現地におけるプロジェクトの執行状況の確認を強化すること等の活動を通じ、本部だけでなく海外事務所においてもコンプライアンス体制を強化することとする。

国際交流基金です。

中期目標管理型の法人とする。

国際協力機構、国際交流基金、これは JICA と同じです。

続きまして、国際観光振興機構と国際交流基金は、日本のコンテンツ、文化芸術等の日本の魅力を発信し、日本ブランドを確立するとともに、訪日外国人旅行者数の一層の拡大を図るため、連携強化が必要であることから、両法人の本部事務所については、平成 27 年度中に共用化を行うこととする。

以上でございます。

○座長 ありがとうございます。

これは特に何か外務省の主張と大きく違っているところはあるのでしょうか。外務省の主張とは特に大きく違っているところはないのですね。

○事務局 そうですね。今後ちょっと調整する中で若干の変更はあるかもしれませんが、基本的にはこの方向でいきたいと思っております。

○座長 よろしいでしょうか。

残りは防衛省です。

○事務局 駐留軍等労働者労務管理機構です。

本法人は、日米地位協定に基づき、在日米軍との調整を行いながら、労働力（駐留軍等労働者）を提供するとともに、その労務管理を行っており、その実施に当たっては、在日米軍の運用情報等の高度な機密を扱うため厳格な政治的中立性が求められることから、単年度管理型の法人（公務員身分を維持）とする。

本法人が行う駐留軍等労働者に関わる労務管理、給与計算、福利厚生等の業務については、支部組織における組織のフラット化、本部組織における部課の統合及び国家公務員身分を有する期間業務職員の活用により、一層の効率化を図る。

本法人の組織規模及び業務内容を踏まえ、2名の常勤理事のうち、1名を非常勤化する。

これにつきましても、防衛省の方からこういう方針が示されておりますので、基本的にこの方向でいきたいと思っております。

○座長 ありがとうございます。

以上ですが、何かまとめてございますか。

どうぞ。

○委員 これも事前に送られてきまして意見があればということだったのですけれども、私に関心を持ったのは過去2回の閣議決定との整合性がとられているかどうかということなのですが、それはお前がやれと言われればそのとおりのことなのですけれども、それをやるにはものすごく時間がかかるのです。ちょっとそういう時間もなかったので、今日御説明があるということなのでそこで確認をしようかと思ったのです。過去の閣議決定との整合性がとられておればいいですけれども、あまり過去の閣議決定で措置済みのものはいいですよ。そうでないものについて書かれていなければ、あまり見劣りするようなものになったら困りますので、そのへんの確認です。

それから、そのためには、これはいずれ作られると思いますけれども、過去の閣議決定との三段表があれば、どう違うのかよくわかるのです。いずれそういう作業もされると思うのですが、あまり比較したくないということならそれでもいいですが、今その確認だけを回答をお願いします。十分整合性はとられていますよというなら、それで結構だと思います。

○座長 どうぞ。

○事務局 過去の閣議決定、平成19年、24年とございますが、24年の閣議決定は、例えば研究開発法人は1省で1法人とするような、そういう方針が示されていたので、かなり強引にくっつけるという形になっています。例えば、文部科学省所管では、ここに並んでいる5法人を全部で1つにするのだということになっていて、ちょっと今回の議論にはそうはなっていないということでございます。

なお、今回は当ワーキンググループの案は防災と海洋を1つということになっていますが、これは先ほど（P）をつけておりますとおりの、ここもちょっと今、まだ向こうは首を全然縦に振る姿をみじんも見せていないということでございます、その限りにおいてはちょっと見劣りかもしれません。24年と比べるとちょっと厳しいかなという面はあるわけでございます。

ただ、19年のときの案で出てきたような、機能で見た研究所の統合というものについては、今俎上にのっております。今申しました防災と海洋というのも19年にのっています。農業関係の種苗に生物と環境をくっつけるという今の案も、19年の案でございます。それから、19年では国交省については4法人統合だったわけですから、今の3法人統合は非常に似たところを打っているというところでございます。

24年のような、何でもかんでも全てというところはもとよりまねはしていないところで、19年の機能別の統合ところはそれなりに丹念にフォローしているという形になっております。いずれにいたしましても、三段表の形での御報告はさせていただきます。

○委員 私も民主党時代のもと一緒にしろと言っているわけではなくて、私の言いたかったことは、19年の閣議決定は自民党時代のものですね。このときのもっとあまりにも見劣りするようでは、ちょっと批判されるのではないかと思うのです。

○事務局 そこは大丈夫です。

○委員 その確認をしたかったということでもあります。

○座長 どうぞ。

○事務局 一点ちょっと。すみません、本日御欠席の委員からも御意見いただいていますので、ざっと御紹介申し上げます。

委員からは、省庁横断的な統合やシェアードサービスというような大胆なメッセージというのでも検討していくべきではないかというコメントをいただいています。

酒類総研については、開発というのはやはり疑問であるという御意見です。

ファンディング型、JST、NEDOについては、議論が必要といただいています。

あと、開発法人と目されているものと非開発法人が統合する際に、それは何になるのかというところの整理が必要という御意見をいただいていますので、事務局としても考え方を整理しつつ座長と御相談して、しかる後、先生ともお話ししていきたいと思えます。

そういう問題提起がなされていますので、整理していきたいと思えます。

○座長 特に統合する観点を、しっかり整理した観点ですね。そこをしっかりと説明していただいた上で、ここを整理しないといけないと思えます。

それから、私シェアードサービスがちょっと気になっていまして、そこは共用化とかいろいろ書いていただいているのですが、そこはどうなのですか。一応あれはシェアードサービスと中間報告にも書きましたね。あそこはどういうふうに整理すればいいですか。

○事務局 シェアードサービスについては、シェアードサービス法人をつくるというのは正直言って難しいとは思うのですけれども、なぜそういう議論が出ているかということ、やはり間接部門を共同で実施することによってコストを削減するとか、削減した分をほかに回すという観点だと理解しております。そういう意味では、個別の法人の見直しの中で、共同でいろいろやるというのを盛り込めるところはどんどん盛り込んでいきたいと思っております。あとはちょっとそれで先生方に、どうであるかまた御相談していきたいと思っております。

○座長 連携強化というのは、どちらかということと研究の連携強化というより、間接部門のというような。

○事務局 そうですね、間接部門についてですね。

○座長 そこもちょっとどこかで触れておいてもらいたいともわかりませんね。

○事務局 今事務局がやっている文科省関係の施設管理型については、そういう施設管理みたいなものを共同化みたいなことですね。そういうのは追求しようというのは、ちょっと今中央省庁もいろいろシェアードサービスというか、例えば人事給与システムを人事院でまとめようとかやっているのですけれども、あれも給与法という単一の法体系でやっても非常に難航してなかなかできていないという状況なので、独法はこれから給与制度をばらつかせようと、できるだけ柔軟化させようというふうな方向があるので、会計システムとかは、独法会計基準とかがちゃんとしていれば、もしかしたら統一できるのかもしれない。そこら辺、よくメリハリを見ていく必要があるかなと。なかなか個別性を強め

ていこうという中で、シェアードサービスをどう追求していくか。一つの法人というのは、なかなかブレイクスルーみたいなのは難しいかなという感じでございます。ちょっと補足があれば。

○事務局 文科省の研修とか施設管理をやっている4法人について、具体的には青少年機構というのが全国に28カ所施設を持って、そのいろいろな事務を、総務事務を中央でやっている。それに小さな研修関係の法人の総務事務であるとか、例えば総務給与計算とか、そういうものを共同で青少年を受け皿にしてやるとか、あるいは共同調達、あるいは職員対象の共同の研修とか、そういったものをやると。検討する、前向きにやるということで、具体的に洗い出しの作業を実務的に進めていくという方向に今なっています。それは、それぞれが国から切り出された法人なので、給与制度とかそういうところの親和性が高いということで、比較的やりやすいというところはあると思いますので、まずそういったところを手始めにやっていければと考えております。

○座長 施設の管理などは、例えば市場化テストとかそういうようなものでもっと攻めていくとかですね。

○事務局 それは当然、全てやっております。

○座長 ありがとうございます。

○事務局 すみません、一点よろしいですか。

御指摘いただいた、座長見解のところの文章ですが、2ページ。本文小さい字の座長見解の2ページでございますけれども「一覧性」という言葉。ざっと調べましたけれども、「一覧性」という言葉を政府文書で言ってきたところはなかったもので、最後の2行、「中央省庁等改革により」から「ものである」というこの2行は、削ってはどうかと思います。といいますのは、その上の上の「しかしながら、別法化するということは」というところの段落に、同じ趣旨がちょっと書いてありましてもともと重複感があり、上の方には「透明性・適正性の向上等」と「透明」「適正」と言っていますので、これと同じ趣旨のことでございますので、2ページ目の1番下はとるということで。

○座長 ありがとうございます。

それでよろしいでしょうか。

それでは、ただいま皆様方からいただきました御意見は、事務局において整理し反映いただくとともに、各法人の見直しの内容の根拠や背景等を必要に応じて加筆するようお願いしたいと思います。その後、私の方で確認を行った上で、改めて委員の皆様方にも内容を御確認いただきまして、最終的にワーキングとしての見直しの考え方を取りまとめたいと思います。その際、皆様方御多用かと思いますが、適宜メールやファックスを活用したいと思いますのでよろしくお願いしたいと思います。

なお、研究開発法人の見直しに係る制度の考え方につきましては、本日14時10分よりお手元に配布しておりますものですね、それを先ほど、今一覧性も含めて御指摘いただいたものですが、座長である私の方から、座長見解として記者発表を行いたいと思

ます。

委員の皆様には、これまで長期間にわたって御対応いただきましてありがとうございました。年末の取りまとめに向けて、引き続き御協力のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

どうもありがとうございました。